



中小企業向け 融資制度のご案内

浜松市は意欲的にチャレンジする中小企業の皆様を応援します！



2024年度
(2024年4月1日現在)

《ご 注 意》

- ※融資制度の利用にあたっては、金融機関・市・県信用保証協会の審査があります。審査の結果によっては、希望どおりの融資が利用できない場合があります。
- ※融資利率や信用保証料率、信用保証制度などの融資条件は変更になる場合があります。詳しくは、市役所産業振興課、金融機関または静岡県信用保証協会へお問い合わせください。
- ※浜松市融資制度は、長期にわたる低利の固定金利であること、金融機関と静岡県信用保証協会に対し補助をしていることから、繰上返済(早期返済)及び返済期間中の支払猶予を原則認めておりませんので、ご注意ください。
- ※融資の内容等(取下げ・減額、借入期間、返済額等)に変更があった場合は、融資条件変更申請書(「浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付要綱」第2号様式)の提出が必要です。

●信用保証制度に関するお問い合わせ先 静岡県信用保証協会浜松支店(053-458-1212)

中小企業向け融資制度の取扱金融機関

ご利用については、下記取扱金融機関の浜松市内の本支店(一部市外の場合もあります)に直接お問い合わせ下さい。
※申込用紙は各金融機関に用意してあります。

金融機関名	所在地	電話番号
静岡銀行 浜松営業部	〒430-8654 浜松市中央区田町322番地の7	☎(053)454-2111
浜松磐田信用金庫 審査部	〒430-0946 浜松市中央区元城町114番地の1	☎(053)401-1723
遠州信用金庫 信用リスク管理部	〒430-8689 浜松市中央区中沢町81番18号	☎(053)472-2119
スルガ銀行 浜松支店	〒430-0926 浜松市中央区砂山町328番地の11	☎(053)454-1050
清水銀行 浜松支店	〒430-0931 浜松市中央区神明町315番地の1	☎(053)453-1151
静岡中央銀行 浜松支店	〒430-0935 浜松市中央区伝馬町313番地の21	☎(053)454-6201
三菱UFJ銀行 浜松支店	〒430-0935 浜松市中央区伝馬町311番地の14	☎(053)457-0207
りそな銀行 浜松支店	〒430-0944 浜松市中央区田町224番地の31	☎(053)453-0156
商工組合中央金庫 浜松支店	〒430-0917 浜松市中央区常盤町133番地の1	☎(053)454-1521
とびあ浜松農業協同組合 融資営業課	〒431-3193 浜松市中央区有玉南町1975	☎(053)476-3123
遠州中央農業協同組合 金融推進部	〒438-0086 磐田市見付3599番地の1	☎(0538)36-7039
蒲郡信用金庫 湖西支店	〒431-0431 湖西市鷺津1062番地の17	☎(053)575-1211
愛知銀行 浜松支店	〒430-0945 浜松市中央区池町225番地の8	☎(053)454-5331

- 日常的な事業資金が必要である ▶▶▶▶ **ビジネスサポート資金**
- 新規に開業したい(開業して間もない) ▶▶▶▶ **創業サポート資金**
- 無担保で小口の資金が必要である ▶▶▶▶ **中小企業育成資金**
- 事業承継の資金が必要である ▶▶▶▶ **事業承継資金**
- 一時的な運転資金が必要である ▶▶▶▶ **短期資金**
- 災害復旧のための資金が必要である ▶▶▶▶ **災害復旧資金**

《市制度融資の特色》

- 低金利・固定金利で利用できます
浜松市の融資制度は、利子補給を行っており、通常の金融機関での融資に比べ低金利です。表示している金利は上限金利ですので、融資を受ける際には取扱金融機関と協議の上、**上限金利の範囲内で融資利率を決定**いただけます。また、**契約時の金利は償還完了まで適用される固定金利**ですので、計画的に利用できます。
- 長期の融資が受けられます
5年から10年の長期融資が利用できます。返済期間が長期であるため、月々の返済額の負担が軽減できます。また、最高2年間の据置ができる融資制度もあります。
- 信用保証制度を利用できます
静岡県信用保証協会による保証制度を利用することで、金融機関との取引が初めての方、取引実績の浅い方、新規開業の方でも利用できます。条件によっては、無担保・無保証人での利用や別枠保証制度の利用も可能です。ビジネスサポート資金、中小企業育成資金、創業サポート資金、事業承継資金、災害復旧資金については、市がその一部を負担することで信用保証料率を通常よりも低く設定しています。

お申込み・お問い合わせは

浜松市 産業部 産業振興課
〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所本館6F
Tel.053-457-2281 Fax.050-3730-8899





中小企業向け融資制度を利用される方へ



- 申込窓口 取扱金融機関の窓口へ直接お申込み下さい。
- 対象者 浜松市内で事業を営んでいる(営もうとする場合も含む)中小企業者及びNPO法人で、各制度の要件に該当する方が対象です。中小企業者とは、資本金又は従業員数のいずれかが下表に該当する個人・会社です。NPO法人には資本金の概念がないため、資本金による規模要件はありません。組合は、事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・商店街振興組合等が対象となります。

業 種	資 本 金	従業員数	業 種	資 本 金	従業員数
製造業・建設業・運送業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・その他の業種	3億円以下	300人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下

【条 件】 ● 浜松市税を納税し、滞納していないこと ● 市民税・県民税特別義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること

ビジネスサポート資金

対 象 者	● 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する従業員20名以下の中小企業者(新型コロナウイルス感染症対応枠は従業員の人数制限なし)	新規先特別保証 年0.29%~1.13%以内 (市が信用保証協会に0.05%~0.55%を補助した後の保証料率)
資 金 使 途	事業所等にかかる一般事業のための運転資金・設備資金	期 間 10年以内(据置期間を含む)
融 資 限 度 額	5,000万円	償 還 方 法 元金均等割賦払 据置 2年以内
融 資 利 率	年1.6%以内(市が0.42%を利子補給した後の利率)	担 保 ・ 保 証 人 金融機関・信用保証協会の定めるところによる
信用保証協会の保証	保証付とする 普通保証 新規先特別保証	そ の 他 ビジネスサポート資金内で借換を行うことができる(融資限度額以内で増額可、返済額増額可)。
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.40%~1.35%以内 (市が信用保証協会に0.05%~0.55%を補助した後の保証料率)	制 度 ご と の 必 要 書 類 ● 既往借入金を借り換える場合は借換計画書(第4号様式) ● 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の場合は、申請理由書(第6号様式) 【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ① 申込人(企業)概要 ② 決算書・確定申告書(1期分) ③ (設備資金)見積書及び設備計画書 +共通の必要書類①~④(※1)

信用保証料補助率(単位:%)	区分	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	※新規先特別保証についても区分に応じて同率の保証料補助がございます。
	普通保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
市補助分	0.55	0.55	0.45	0.40	0.30	0.20	0.15	0.10	0.05		
負担保証料	1.35	1.20	1.10	0.95	0.85	0.80	0.65	0.50	0.40		

創業サポート資金

対 象 者	● 新規開業者…市内で新規に開業する中小企業者 ● 開業後5年未満の方… 市内に主たる店舗・工場・事業所を有し、開業して5年未満の中小企業者	創業関連保証 年0.45% スタートアップ創出促進保証 年0.65% (いずれも市が信用保証協会に0.45%を補助した後の保証料率)
資 金 使 途	事業所等にかかる開業のための運転資金・設備資金	期 間 10年以内(据置期間を含む)
融 資 限 度 額	3,500万円	償 還 方 法 元金均等割賦払 据置 1年以内
融 資 利 率	年1.1%以内(市が0.7%を利子補給した後の利率) 特定創業支援事業優遇 年0.9%以内(市が0.9%を利子補給した後の利率)	担 保 ・ 保 証 人 金融機関・信用保証協会の定めるところによる
信用保証協会の保証	保証付とする 普通保証 新規先特別保証 創業関連保証 スタートアップ創出促進保証	そ の 他 創業サポート資金内で借換を行うことができる(融資限度額以内で増額可、返済額増額可)。
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.30%~1.25%以内 (市が信用保証協会に0.15%~0.65%を補助した後の保証料率) 新規先特別保証 年0.19%~1.03%以内 (市が信用保証協会に0.15%~0.65%を補助した後の保証料率)	制 度 ご と の 必 要 書 類 ● 創業サポート資金(特定創業支援事業優遇)浜松市の特定創業支援事業の証明書 ● 既往借入金を借り換える場合は借換計画書(第4号様式) 【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ① 申込人(企業)概要 ② 決算書・確定申告書(1期分) ③ (設備資金)見積書及び設備計画書 ④ (創業サポート資金)創業・再挑戦計画書(2回目以降は決算書にて対応のため不要) +共通の必要書類①~④(※1)

信用保証料補助率(単位:%)	区分	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	※新規先特別保証についても区分に応じて同率の保証料補助がございます。 ※【創業関連保証】0.90% (市負担分)0.45%(負担保証料)0.45%。
	普通保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
市補助分	0.65	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	0.20	0.15		
負担保証料	1.25	1.10	1.00	0.85	0.75	0.70	0.55	0.40	0.30		

● 特定創業支援事業については、はままつ起業家カフェにお問い合わせください。(浜松市中央区東伊場二丁目7番1号 浜松商工会議所1階 TEL053-525-9745)

中小企業育成資金

対 象 者	● 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者【条 件】 ● 従業員が30名以下(商業・サービス業10名以下) ● 3ヶ月以上同一事業を営んでいること ※特別小口保証利用の場合 ● 従業員が20名以下(商業・サービス業5名以下) ● 1年以上事業を営んでいること ● 所得割による税金を完納していること ● 特別小口保証以外に保証残高がないこと	市町小口資金 年0.30%~1.25%以内 (市が信用保証協会に0.15%~0.65%を補助した後の保証料率) 特別小口保証 年0.65% (市が信用保証協会に0.10%を補助した後の保証料率)
資 金 使 途	事業所等にかかる一般事業のための運転資金・設備資金	期 間 5年以内(据置期間を含む)
融 資 限 度 額	700万円	償 還 方 法 元金均等割賦払 据置 6ヶ月以内
融 資 利 率	年1.7%以内(市が0.12%を利子補給した後の利率)	担 保 ・ 保 証 人 金融機関・信用保証協会の定めるところによる ※特別小口保証は無担保・無保証人
信用保証協会の保証	保証付とする 市町小口資金 特別小口保証	そ の 他 市町小口資金に限り中小企業育成資金内で借換を行うことができる(融資限度額以内で増額可、返済額増額可)。
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる	制 度 ご と の 必 要 書 類 ● 既往借入金を借り換える場合は借換計画書(第4号様式) 【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ① 申込人(企業)概要 ② 決算書・確定申告書(1期分) ③ (設備資金)見積書及び設備計画書 +共通の必要書類①~④(※1)

信用保証料補助率(単位:%)	区分	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	※【特別小口保証】0.75% (市負担分)0.10%(負担保証料)0.65%。
	市町小口資金	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
市補助分	0.65	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	0.20	0.15		
負担保証料	1.25	1.10	1.00	0.85	0.75	0.70	0.55	0.40	0.30		

- 業 種 静岡県信用保証協会の信用保証の対象となる業種。 ※詳しくは、静岡県信用保証協会にお問い合わせください。
○ 次の業種は**対象外**となります。
① 農業 ② 林業(素材生産業・素材生産サービス業を除く) ③ 漁業 ④ 金融業・保険業(保険媒介代理業・保険サービス業を除く)
⑤ 風俗営業や本来中小企業になじまない業種(宗教等) ⑥ 公序良俗に反する業種 ほか
- 法令等に基づく許認可が必要な業種では、許認可を受けていることが必要です。

- 資金使途 事業資金(運転資金・設備資金) ○以下の資金は**対象外**となります。
① 生活資金など、事業資金でないもの ② 住居の用に供する設備資金 ③ 投資資金 ④ 法人設立・増資のための資本金 ⑤ 土地の購入資金(事業承継資金は除く)
⑥ 3・5ナンバーの車両購入資金(旅客運送業の営業用車両、物品賃貸業の賃貸用車及び福祉介護用車両など市長が特に認めた場合を除く)
⑦ 既存借入金を返済するための資金(同一融資制度内での借換は除く) ⑧ 系列や取引先の債務を肩代わりするための資金

- 各制度共通の必要書類(※1) ① 中小企業資金融資申込書(第1号様式)「浜松市中小企業資金融資制度」 ② 委任状(第4号様式)「浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付」
③ 市税納付・確認同意書(浜松市で市税納付を確認できない場合は納税証明書(市町村税)) (第5号様式)
④ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書(届書)の写し又はそれに代わる書類 ※その他、融資制度により必要書類がございますので、ご確認ください。

事業承継資金

対 象 者	● 市内に本社及び事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で事業を譲り渡す者。または、市内に本社及び事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいる中小企業者から事業を譲り受ける者 【条 件】 ① 静岡県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した「事業承継計画」に基づき事業承継を行うとする者 ② 中小企業等経営強化法に規定する「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行うとする者 ③ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「経営承継円滑化法」)に基づく都道府県知事の認定を受けて事業承継を行うとする者 ● 上記①~③のいずれかの条件を満たす者	信用保証料率 信用保証協会の定めるところによる ① 普通保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、事業承継特別保証、経営承継借換関連保証 ② 新規先特別保証 ③ 事業承継サポート保証、特定経営承継準備関連保証 ④ 事業承継特別保証、経営承継借換関連保証 (経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合) ① 年0.40%~1.35%以内 ② 年0.29%~1.13%以内 ③ 年0.85% ④ 年0.15%~0.60%以内 (市が信用保証協会に①、②、④0.05%~0.55%、③0.30%を補助した後の保証料率)
期 間	10年以内(据置期間を含む)	償 還 方 法 元金均等割賦払 据置 1年以内
担 保 ・ 保 証 人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる	そ の 他 保証協会の保証付融資とする場合、対象者の範囲や資金使途等は限定される場合がある。保証付融資は保証協会の定めによるため、利用に当たっては、事前に保証協会を確認を行うこと。
制 度 ご と の 必 要 書 類	● 事業承継計画書、事業承継支援証明書(第5号様式)など 【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ① 申込人(企業)概要 ② 決算書・確定申告書(1期分) ③ (設備資金)見積書及び設備計画書 【信用保証協会の保証付きでない場合】 ① 申込人(企業)概要 ② 決算書・確定申告書(2期分) ③ 事業承継実施にかかる経費明細書 +共通の必要書類①~④(※1)	
融 資 限 度 額	5,000万円	
融 資 利 率	年0.9%以内(市が0.9%を利子補給した後の利率)	
信用保証協会の保証	保証付とすることができる 普通保証 新規先特別保証 経営承継関連保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 事業承継特別保証 経営承継借換関連保証 特定経営承継関連保証 事業承継サポート保証 ※ プロパー 融資可能	

信用保証料補助率(単位:%)	区分	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	※新規先特別保証、特定経営承継関連保証についても区分に応じて同率の保証料補助がございます。 ※【事業承継サポート保証】1.15% (市負担分)0.3%(負担保証料)0.85%。
	普通保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
市補助分	0.55	0.55	0.45	0.40	0.30	0.20	0.15	0.10	0.05		
負担保証料	1.35	1.20	1.10	0.95	0.85	0.80	0.65	0.50	0.40		

短期資金

対 象 者	● 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者 【条 件】 ● 1年以上事業を営んでいること	新規先特別保証 年0.34%~1.68%以内 流動資産担保融資保証 (根保証・個別保証)年0.68%
資 金 使 途	事業所等にかかる一時的に必要な運転資金	期 間 1年以内
融 資 限 度 額	1企業 700万円 1組合 1,500万円	償 還 方 法 一括払又は元金均等割賦払
融 資 利 率	年1.7%以内(市が0.12%を利子補給した後の利率)	担 保 ・ 保 証 人 金融機関・信用保証協会の定めるところによる
信用保証協会の保証	保証付とする 普通保証 新規先特別保証 流動資産担保融資保証(根保証・個別保証)	制 度 ご と の 必 要 書 類 【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ① 申込人(企業)概要 ② 決算書・確定申告書(1期分) ③ (設備資金)見積書及び設備計画書 +共通の必要書類①~④(※1)
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.45%~1.90%以内	

災害復旧資金

対 象 者	● 市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者 【条 件】 ● 6ヶ月以上同一事業を営んでいること ● 激甚災害援助法又は災害救助法の適用を受けない自然災害にて被災し、被災後に浜松市から被災証明を受けていること	新規先特別保証 年0.19%~1.08%以内 (市が信用保証協会に0.15%~0.60%を補助した後の保証料率)
資 金 使 途	災害復旧に必要な運転資金・設備資金	期 間 10年以内(据置期間を含む)
融 資 限 度 額	5,000万円	償 還 方 法 元金均等割賦払 据置 1年以内
融 資 利 率	年1.5%以内(市が0.57%を利子補給した後の利率)	担 保 ・ 保 証 人 金融機関・信用保証協会の定めるところによる
信用保証協会の保証	保証付とする 普通保証 新規先特別保証	制 度 ご と の 必 要 書 類 被災証明書 【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ① 申込人(企業)概要 ② 決算書・確定申告書(1期分) ③ (設備資金)見積書及び設備計画書 +共通の必要書類①~④(※1)
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.30%~1.30%以内 (市が信用保証協会に0.15%~0.60%を補助した後の保証料率)	

信用保証料補助率(単位:%)	区分	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	※新規先特別保証についても区分に応じて同率の保証料補助がございます。
	普通保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
市補助分	0.60	0.60	0.55	0.45	0.35	0.30	0.20	0.15	0.15		
負担保証料	1.30	1.15	1.00	0.90	0.80	0.70	0.60	0.45	0.30		